第２章　労働委員会の活動

第１節　労働争議の調整

１　概　要

(1) 概　況

令和７年中の調整事件の新規申請件数は３件で、うち１件は年内に終結し、残り２件は翌年に繰越しとなった。（第１表）

(2) 新規申請状況

ア　申請者別

新規申請の３件は、組合からの申請であった。

イ　申請月別

申請月別にみると、１月に１件、１０月に2件であった。（第２表）

ウ　企業規模別

企業規模別にみると、従業員２０～４９人が２件、５０～９９人が１件となっている。（第３表）

エ　業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が２件、「運輸業、郵便業」が１件となっている。（第４表）

オ　調整事項別

調整事項別にみると、「団交促進」が２件、「一時金」が１件、「その他」が１件となっている。（第５表）

(3) 終結状況

ア　終結形態別

打切りが１件となっている。（第６表）

イ　業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が１件となっている。（第７表）

ウ　調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「一時金」が１件、「団交促進」が１件となっている。（第８表）

エ　係属日数別

終結した１件の係属日数については、１００日であった。（第９表）

第１表　調整事件取扱状況

（単位：件、%）

区分＼年	5年		6年		7年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し	－	－	－	－	－	－
新　規　申　請	1	100.0	1	100.0	3	100.0
計	1	100.0	1	100.0	3	100.0
終　結　件　数	1	100.0	1	100.0	1	33.3
翌年への繰越し	0	0	0	0	2	66.6

第２表　月別新規申請状況

（単位：件）

年＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
5年					1								1
6年			1										1
7年	1									2			3
計	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	5

第３表　企業規模別新規申請状況

（単位：件、%）

企業規模（人）＼年	5年		6年		7年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9						
10～19						
20～49					2	66.6
50～99			1	100.0	1	33.3
100～299						
300以上	1	100.0				
合　計	1	100.0	1	100.0	3	100.0

第４表　業種別新規申請状況

（単位:件）

業種＼年	５年	６年	７年
医療、福祉	1	1	2
運輸業、郵便業			1
合　　計	1	1	3

（注）・該当する業種のみ掲載

第５表　調整事項別新規申請状況

（単位:件）

調整事項＼年		5年	６年	７年
組合承認・組合活動				
協約締結・全面改定				
協約効力・解釈				
賃金等	賃金増額			
	一時金			1
	諸手当			
	その他賃金に関するもの			
	退職一時金・年金			
	解雇手当・休業手当			
	小計	0	0	1
給与以外	労働時間			
	休日・休暇			
	作業方法の変更			
	定年制			
	その他の労働条件			
	小計	0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小			
	企業合併・事業譲渡			
	人員整理			
	配置転換		1	
	解雇			
	その他の経営・人事			
	小計	0	1	0
福利厚生				
団交促進		1		2
事前協議制				
そ　の　他				1
合　計		1	1	4

（注）・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第６表　調整事件終結状況

（単位:件）

	取扱件数			終結状況					翌年への繰越し
	前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
５年	－	1	1		1			1	0
６年	－	1	1		1			1	0
７年	－	3	3		1			1	2

第７表　業種別終結状況

（単位:件）

年／業種	５年				６年				７年			
	終結事件数	内訳			終結事件数	内訳			終結事件数	内訳		
		解決	打切り	取下げ		解決	打切り	取下げ		解決	打切り	取下げ
医療、福祉	1		1		1		1		1		1	
合計	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0

（注）・該当する業種のみ掲載

第８表　調整事項別終結状況

（単位:件）

調整事項 ＼ 年		5年				6年				7年			
		終結事件数	内訳			終結事件数	内訳			終結事件数	内訳		
			解決	打切り	取下げ		解決	打切り	取下げ		解決	打切り	取下げ
組合承認・組合活動													
協約締結・全面改定													
協約効力・解釈													
賃金等	賃金増額												
	一時金									1		1	
	諸手当												
	その他賃金に関するもの												
	退職一時金・年金												
	解雇手当・休業手当												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
給与以外	労働時間												
	休日・休暇												
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小												
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換					1		1					
	解雇												
	その他の経営・人事												
	小計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
福利厚生													
団交促進		1		1						1		1	
事前協議制													
その他						1		1					
合計		1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0

（注）・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第９表　係属日数別終結状況

（単位:件、日）

日数＼年	9 日以内	10 日～19 日	20 日～29 日	30 日～39 日	40 日～49 日	50 日～59 日	60 日以上	平均係属日数
5 年							1	76.0
6 年							1	83.0
7 年							1	100.0

2　調整事件の処理状況一覧

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員数	申請受付日／終結日	係属日数	調整回数	あっせん員(指名年月日)	調整事項	終結状況
7(あ)1	あっせん	労	医療、福祉	39	2	R7.1.22／R7.5.1	100	1	(公) 山下 (労) 平野 (使) 天野	1 契約職員(非正規職員)に対して賞与の支給を求める。 2 契約職員(非正規職員)の賞与支給に係る誠意ある団体交渉を求める。	打切り
7(あ)2	あっせん	労	運輸業、郵便業	50	5	R7.10.24／			(公) 末吉 (労) 濱 (使) 髙橋	1 A氏によるB組合員(女性)への隠し撮り行為及び誹謗行為 2 B組合員が会社にA氏らの不正行為を申告したことを契機としたA氏によるアクセス制限及び不当な賞与査定 3 A氏による配車業務への不正介入 この3件に対しての使用者としての安全配慮義務の履行のため、適正な措置を行い、営業所の職場環境を正常化する事を求める。	翌年へ繰越し
7(あ)3	あっせん	労(合)	医療、福祉	30	1	R7.10.27／			(公) 山下 (労) 太田 (使) 天野	A組合員の不当解雇について、団体交渉を求める。	翌年へ繰越し

(注)・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。
・組合員数欄の（　）は当該事業場に係る人数を示している。
・(合)…合同労組からの申請

３　労働争議の実情調査

(1) 概要

令和７年中に労働関係調整法第３７条の規定による公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第６２条の２の規定により実施した実情調査対象件数は６件（うち１件は前年からの繰越し分）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が５件、「運輸業、郵便業」が１件であった。

なお、令和７年中に予告通知のあった事件で実際に争議行為が行われたものは４件であった。

(2) 争議予告件数

ア　月別件数

（単位:件）

区分 ＼ 年　月	千労委へ	経由	中労委から	計
7 年 1 月				
2 月	1		18	19
3 月	1		13	14
4 月				
5 月			3	3
6 月			5	5
7 月	1			1
8 月			1	1
9 月			1	1
10 月	1		8	9
11 月	1		4	5
12 月				
計	5		53	58

（注）・「千労委へ」とは、当委員会宛てに新規に通知のあったもの

・「経由」とは、争議行為が本県を含む２以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの

・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの（争議行為の予告通知は、その争議行為が２以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。）。なお、（　）は、経由欄と重複した件数を示している。

イ　年別件数

（単位:件）

区分 年	千労委へ	経由	中労委から	計
5年	3	1	50(1)	54(1)
6年	3		51	54
7年	5		53	58